

当院で算定している施設基準

夜間・早朝等加算 50点

- (1) 当院は、1週間当たりの表示診療時間の合計が30時間以上の診療所です。
- (2) 当院は、常態として医師が不在となる時間を1週間当たりの表示診療時間の合計に含めておりません。
- (3) 診療時間については、当院の院内掲示板や壁、ドア、外部看板などに表示し、診療可能な時間をみなさまに十分に周知しております。

外来管理加算 52点

- (1) 当院は、「医師は丁寧な問診と詳細な身体診察（視診・聴診・打診及び触診など）を行い、それらの結果をふまえて、患者さんに対して症状の再確認を行いつつ、病状や療養上の注意点などを懇切丁寧に説明するとともに、患者さんの療養上の疑問や不安を解消するため」に、以下のような診療例の取組みを必要に応じて行っております。

* 提供される診療内容の事例

- ①問診し、患者さんの訴えを総括します。
 - ②身体診察によって得られた所見及びその所見に基づく医学的判断などの説明を行います。
 - ③これまでの治療経過を踏まえた、療養上の注意などの説明・指導を行います。
 - ④患者さんの潜在的な疑問や不安などを汲み取る取組みを行います。
- (2) 患者さんからの聴取事項や診察所見の要点を診療録に記載しております。

明細書発行体制等加算 1点

- (1) 当院は、電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っております。
- (2) 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者さんに無料で交付しております。また、その旨をこの掲示物のとおり、院内掲示を行っております。

一般名処方加算

加算1：10点

加算2：8点

当院は、医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、患者さんへの適切な薬剤の処方や、保険薬局の地域における協力促進などの観点から、一般名処方（薬剤を商品名ではなく一般名で記載すること）を行っております。趣旨をご理解いただけますと幸いです。

情報通信機器を用いた診療に係る施設基準

オンライン診療の初診：253点、再診：75点

- (1) 情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されているものとして、当院は、以下のア～ウを満たしております。
 - ア 保険医療機関外で診療を実施することがあらかじめ想定される場合においては、実施場所が厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（以下「オンライン指針」という。）に該当しており、事後的に確認が可能です。
 - イ 対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められていることを踏まえて、対面診療を提供できる体制を有しております。
 - ウ 患者さんの状況によって当院において対面診療を提供することが困難な場合に、他の保険医療機関と連携して対応しております。
 - エ 情報通信機器を用いた診療の初診の場合には向精神薬の処方はいりません。
- (2) オンライン指針に沿って診療を行う体制を有する保険医療機関です。
- (3) 情報通信機器を用いた診療に係る施設基準に係る届出を行っております。
- (4) 毎年7月において、前年度における情報通信機器を用いた診療実施状況及び診療の件数について、届出を行っております。

外来感染対策向上加算 6点

- (1) 当院は、同加算が算定条件である診療所です。
- (2) 都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関（発熱外来に係る措置を講ずるものに限る。）です。
- (3) 外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行う旨を公表し、受入れを行うために必要な感染防止対策として発熱患者の動線を分ける等の対応を行う体制を有しております。
- (4) 回復した患者の罹患後症状が持続している場合に、必要に応じて精密検査が可能な体制または専門医への紹介が可能な連携体制があります。
- (5) 感染防止に係る部門「以下「感染防止対策部門」という」を設置しております。
- (6) 感染防止対策部門内に、院長中下陽介が院内感染管理者として配置されており、感染防止に係る日常業務を行っております。
- (7) 感染防止対策の業務指針及び院内感染管理者の具体的な業務内容が整備されております。
- (8) 院内感染管理者により、最新のエビデンスに基づき、当院の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使などの内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）を作成し、各部署に周知しております。
- (9) 院内感染管理者により、職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っております。なお、当該研修は別添2の第1の3の(5)に規定する安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行っております。

- (10) 院内感染管理者は、少なくとも年2回程度、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンス（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーション、以下「ビデオ通話」というも含む）に参加しております。なお、感染対策向上加算1に係る届出を行った複数の医療機関と連携する場合は、当該複数の医療機関が開催するカンファレンスに、それぞれ少なくとも年1回参加し、合わせて年2回以上参加しております。また、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が主催する、新興感染症の発生等を想定した訓練については、少なくとも年1回以上は参加しております。
- (11) ビデオ通話を用いる場合において、患者の個人情報を当該ビデオ通話の画面上で共有する際は、患者の同意を得ております。また、保険医療機関の電子カルテなどを含む医療情報システムと共通のネットワーク上の端末においてカンファレンスを実施する場合には、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応しております。
- (12) 院内の抗菌薬の適正使用について、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会から助言を受けております。また、細菌学的検査を外部委託しているため、薬剤感受性検査に関する詳細な契約内容を確認し、検査体制を整えており、「中小病院における薬剤耐性菌アウトブレイク対応ガイダンス」に沿った対応を行っております。
- (13) 院内感染管理者が、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行っております。
- (14) 院内の見やすい場所に、院内感染防止対策に関する取組事項を掲示しております。
- (15) 新興感染症の発生時などに、都道府県等の要請を受けて発熱患者の診療等を実施する体制を有し、そのことを自治体のホームページにより公開しております。
- (16) 新興感染症の発生時などに、発熱患者の診療を実施することを念頭に、発熱患者の動線を分けることができる体制を有しております。
- (17) 厚生労働省健康局結核感染症課「抗微生物薬適正使用の手引き」を参考に、抗菌薬の適正な使用の推進に資する取組を行っております。
- (18) 新興感染症の発生時や院内アウトブレイクの発生時などの有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関などとあらかじめ協議しております。
- (19) 区分番号「A234-2」に掲げる感染対策向上加算に係る届出を行っていない保険医療機関です。
- (20) 外来感染対策向上加算の施設基準に係る届出を行っております。

発熱患者等対応加算 20点

外来感染対策向上加算を算定する場合において、発熱その他感染症を疑わせる症状を呈する患者に対して適切な感染防止対策を講じた上で診療を行った場合は、発熱患者を受け入れる体制を作る観点より、月1回に限り更に所定点数に加算しております。趣旨をご理解いただけますと幸いです。

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

初診時：6点

再診時等：2点

- (1) 当院は、同加算が算定条件である診療所です。
- (2) 主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。以下、この項において「対象職員」という。)が勤務しております。対象職員は別表4に示す職員であり、専ら事務作業(医師事務作業補助者、看護補助者等の医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く。)を行うものは含まれておりません。
- (3) 当該評価料を算定する場合は、令和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金(役員報酬を除く)の改善(定期昇給によるものを除く)を実施しております。
- (4) (3)について、ベア等により改善を図るため、当該評価料は、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に用いております。ただし、当院において、患者数等の変動等により当該評価料による収入が上記の増加分に用いた額を上回り、追加でベア等を行うことが困難な場合であって、賞与等の手当によって賃金の改善を行った場合又は令和6年度及び令和7年度において翌年度の賃金の改善のために繰り越しを行う場合(令和8年12月までに賃金の改善措置を行う場合に限る。)についてはこの限りではありません。いずれの場合においても、賃金の改善の対象とする項目を特定して行っております。なお、当該評価料によって賃金の改善を実施する項目以外の賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させておりません。また、賃金の改善は、当院における「当該評価料による賃金の改善措置が実施されなかった場合の賃金総額」と、「当該評価料による賃金の改善措置が実施された場合の賃金総額」との差分により判断しております。
- (5) 令和6年度に対象職員の基本給等を令和5年度と比較して2分5厘以上引き上げ、令和7年度に対象職員の基本給等を令和5年度と比較して4分5厘以上引き上げた場合については、40歳未満の勤務医及び勤務歯科医並びに事務職員等の当院に勤務する職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期昇給によるものを除く。)を実績に含めることができます。
- (6) 令和6年度及び令和7年度における当該保険医療機関に勤務する職員の賃金の改善に係る計画(以下「賃金改善計画書」という。)を作成しております。
- (7) 当院は、当該評価料の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守しております。
- (8) 当院は、対象職員に対して、賃金改善を実施する方法等について、届出に当たり作成する「賃金改善計画書」の内容を用いて周知し、就業規則等の内容についても周知しております。また、対象職員から当該評価料に係る賃金改善に関する照会を受けた場合には、当該対象者についての賃金改善の内容について、書面を用いて説明すること等により分かりやすく回答しております。
- (9) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の施設基準に係る届出を行っております。現在の物価高に伴う、国内各業界の給与向上を鑑み、医療職の給与を向上させることで、医療分野で働く人材を確保し、医療分野における人材不足を改善させる観点より、1日1回に限り更に所定点数に加算しております。趣旨をご理解いただけますと幸いです。

別表4(ベースアップ評価料における対象職員)

- ア 薬剤師
- イ 保健師
- ウ 助産師
- エ 看護師
- オ 准看護師
- カ 看護補助者
- キ 理学療法士
- ク 作業療法士
- ケ 視能訓練士
- コ 言語聴覚士
- サ 義肢装具士
- シ 歯科衛生士
- ス 歯科技工士
- セ 歯科業務補助者
- ソ 診療放射線技師
- タ 診療エックス線技師
- チ 臨床検査技師
- ツ 衛生検査技師
- テ 臨床工学技士
- ト 管理栄養士
- ナ 栄養士
- ニ 精神保健福祉士
- ヌ 社会福祉士
- ネ 介護福祉士
- ノ 保育士
- ハ 救急救命士
- ヒ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師
- フ 柔道整復師
- ヘ 公認心理師
- ホ 診療情報管理士
- マ 医師事務作業補助者
- ミ その他医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く)

*下線は当院に在籍している職種です

連携強化加算 3点

- (1) 当院は、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関に対し、過去1年間に4回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況などについて報告を行っております。
- (2) 連携強化加算の施設基準に係る届出を行っております。

医療情報取得加算

初診でマイナンバーカードによる受診を行わない場合（加算1）：3点

初診でマイナンバーカードによる受診を行った場合（加算2）：1点

再診でマイナンバーカードによる受診を行わない場合（加算3）：2点（3月に1回に限り算定）

再診でマイナンバーカードによる受診を行った場合（加算4）：1点（3月に1回に限り算定）

- (1) 当院は、電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っております。
- (2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下「オンライン資格確認」）を行う体制を有しております。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日（令和4年4月1日）の登録を行っております。
- (3) 次に掲げる事項につき、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページに掲示しております。
 - ア オンライン資格確認を行う体制を有していること。
 - イ 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。

医療DX推進体制整備加算 8点

- (1) 当院は、オンライン請求を行っております。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- (3) 医師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室、処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有しております。
- (4) 電子処方箋を発行する体制を有しております。（経過措置 令和7年3月31日まで）
- (5) 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しております。
(経過措置 令和7年9月30日まで)
- (6) マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、実績を一定程度有しております。
(令和6年10月1日から適用)
- (7) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイト等に掲示しております。
- (8) 医療DX推進体制整備加算の施設基準に係る届出を行っております。

令和6年6月1日

楓みみはなのどクリニック 院長 中下陽介